

## 東日本大震災から7年を経過して【会長声明】

平成23年3月11日から7年が経ちました。

当時の被災地の混沌とした状況と現在とを比較してみれば、災害復興住宅の建設等ハード的な部分は、確かに復興が進んでおります。しかしながら、生活再建、心の面というソフト部分での復興はまだ道半ばと言えるのではないのでしょうか。

特に、災害援護資金の返済の本格化や、災害公営住宅の家賃負担増額等は、被災された皆様の生活再建に立ちはだかる新たな壁となっており、仮設住宅の解消が復興のゴールそのものではないことを示しています。

宮城県司法書士会では、震災後に設置した気仙沼、南三陸、女川、山元相談センター、既存の大崎、石巻、仙台、仙南相談センターの全8ヵ所において、復興事業とも切り離せない被災地の不動産登記はもとより、会社の登記、生活上の身近な困りごと等、県民の皆様の様々なご相談を年間5000件以上受けてまいりました。

今後も、当会では相談活動を通して、また司法書士という職能を活かして、震災に遭われた皆様の、最後のお一人が復興を成し遂げられるまで、県民の皆様に寄り添い、ともに復興に尽力していく決意をここに表明する次第です。

平成30年3月11日

宮城県司法書士会  
会長 車塚 潤